

第6期盛岡市障がい福祉実施計画

令和3年度～令和5年度

令和3年3月

目 次

第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 2
- 4 計画の対象 2
- 5 計画の策定体制 2

第2章 基本的方向性

- 1 計画の基本的な考え方 3

第3章 障がい者をとりまく状況

- 1 人口の推移 5
- 2 障がい者の状況 5
- 3 雇用・就労の状況 7

第4章 目標の達成状況

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 8
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 8
- 3 障がい者の地域生活の支援拠点等の整備 9
- 4 通所サービスの利用から一般就労への移行 10
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等 11

第5章 サービス利用の状況

- 1 サービス提供基盤の整備状況 13
- 2 サービス利用の状況 18

第6章 計画の目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 27
- 2 地域生活の支援拠点が有する機能の充実 28
- 3 通所サービスの利用から一般就労への移行 29

4 障がい児支援の提供体制の整備等	30
5 相談支援体制の充実・強化等(新規)	31
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制 の構築(新規)	32

第7章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス等	33
2 地域生活支援事業	40

第8章 計画の推進体制

1 計画の進行管理	47
-----------------	----

【参考資料編】

I 障害福祉サービス等用語集	48
II 目標の達成状況関係資料	54
III 障害福祉サービス見込量算定資料	55
IV 盛岡市社会福祉審議会	58

本実施計画で使用しています、利用者数や事業所数等につきましては、原則として、当該年度の7月現在の数値とするものですが、当該年度の数値とするのが適切な場合につきましては、当該年度の数値とするものです。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

「盛岡市障がい福祉実施計画（第6期）」は、盛岡市総合計画の基本目標を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき策定するものです。また、児童福祉法及び「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国の基本指針」という。）を受けて、障がい児の健やかな育成のための発達支援の取組を組み込んでいます。障害者総合支援法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」を実現するため、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障がい児通所支援等」の各種サービスが、計画的に提供できるよう、具体的な数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービス提供体制を確保するための方策を定め、計画的な整備を図ることにより、障がい福祉制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

2 計画の位置付け

「盛岡市障がい福祉実施計画（第6期）」は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「障害児福祉計画」として策定するもので、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定した「盛岡市障がい者福祉計画」施策の体系Ⅶ「障がい福祉サービスの充実」の実施に関する計画として位置付けます。また、盛岡市地域福祉計画、盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、盛岡市子ども・子育て支援事業計画等と調和を保ち策定されています。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度までとします。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2024年度)	令和10年度 (2025年度)	令和11年度 (2026年度)
障害者 総合支援法	⇒障がい福祉実施計画（第6期）⇒			⇒障がい福祉実施計画（第7期）⇒			⇒障がい福祉実施計画（第8期）⇒		
障害者 基本法	⇒盛岡市障がい者福祉計画				⇒盛岡市障がい者福祉計画 ⇒				

4 計画の対象

本計画は、障害者総合支援法第4条第1項に規定する身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）及び難病患者並びに同条第2項に規定する障がい児を対象とします。

5 計画の策定体制

(1) 盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の開催

障がい者福祉に関する事項を調査審議するための、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会を開催し、幅広い関係者の意見を反映しています。

(2) 盛岡市自立支援協議会の開催

障がい保健福祉に関する体制の整備を図るための、盛岡市自立支援協議会を開催し、当事者及び支援機関等の意見を反映しています。

(3) サービス利用状況及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要量を見込むため、これまでのサービスの利用実態を把握するとともに、障がい者団体との意見交換等を通じてニーズの把握に努めました。

第2章 基本的方向性

1 計画の基本的考え方

盛岡市総合計画の基本構想に掲げる「障がい者福祉の充実」を図るため、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、かけがえのない個人として尊重されるという「障害者基本法」の理念を踏まえるとともに、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づいて、国の基本指針で示された次の7つの事項に配慮して計画を策定します。

障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定を尊重するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を図ります。

障がいの種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人及び発達障がいや高次脳機能障がい、難病についても、ニーズに合ったサービスの提供と支援を行います。

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という課題に対応したサービスを提供する体制を整備し、障がいのある人を地域全体で支えるため、障がい者の地域生活の拠点づくりと地域の社会資源を活用した支援体制の整備を推進します。

地域共生社会の実現に向けた取組

地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて取組等を計画的に推進します。

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図り、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中、将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供するため、サービスを担う人材確保に向け、関係機関との連携を図ります。

障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の多様なニーズを踏まえて、障がい者の地域における社会参加が促進されるよう、機会の提供に取り組みます。

第3章 障がい者を取りまく状況

1 人口の推移

盛岡市は、明治22年に人口29,190人で市制施行を行い、平成4年4月1日に都南村、平成18年1月10日に玉山村と合併し、平成20年4月に中核市へと移行しています。令和2年10月の国勢調査確報値に基づく推計人口は、290,824人となっています。

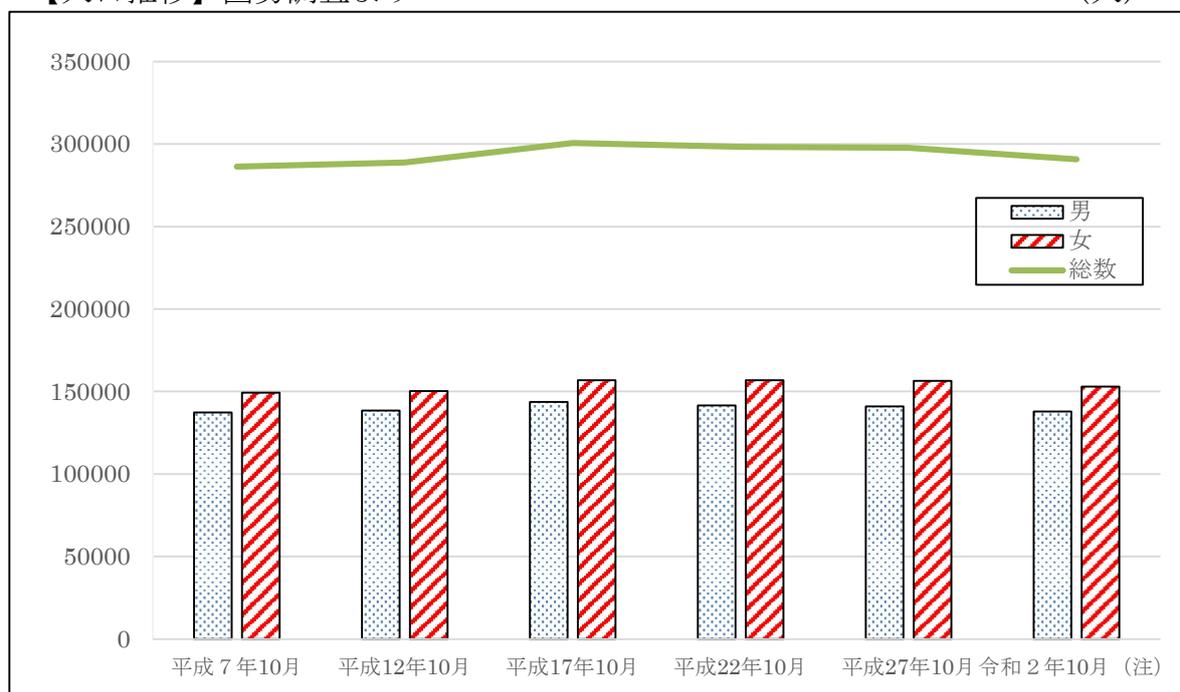
なお、盛岡市の将来人口の推計（総合計画策定時）では、総人口は減少傾向で推移しており、令和7年（2025年）には、281,820人となると推計されています。

【人口集計】 国勢調査より (人)

年 月	総 数	男	女
平成 22 年 10 月	298,348	141,566	156,782
平成 27 年 10 月	297,631	141,089	156,542
令和 2 年 10 月 (注)	290,824	137,871	152,953

(注) 令和2年10月の国勢調査人口の確報値に基づく推計人口

【人口推移】 国勢調査より (人)



(注) 令和2年10月の国勢調査人口の確報値に基づく推計人口

2 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

内部障がいについては、増加傾向を示しています。一方、聴覚・平衡機能障がい及び肢体不自由については減少傾向にあり、合計数についても減少傾向にあります。

【身体障害者手帳】 (人)

	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい	計
H29年度	765 (489)	786 (546)	116 (78)	5,505 (3,776)	3,176 (2,299)	10,348 (7,188)
H30年度	772 (512)	781 (540)	114 (74)	5,411 (3,711)	3,228 (2,351)	10,306 (7,188)
R1年度	777 (517)	766 (526)	113 (72)	5,309 (3,673)	3,258 (2,399)	10,223 (7,187)

※ () 内は65歳以上の内数

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

【療育手帳】 (人)

	18歳未満	18歳以上	計
H29年度	424	1,793	2,217
H30年度	453	1,835	2,288
R1年度	464	1,896	2,360

(3) 精神障がい者の状況

精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあり、この傾向は自立支援医療（精神通院）でも同様の状況であります。

【精神保健福祉手帳】 (人) 【自立支援医療（精神通院）】 (人)

	精神保健福祉手帳				自立支援医療（精神通院）	
	1級	2級	3級	計		精神通院
H29年度	917	1,182	358	2,457	H29年度	4,836
H30年度	929	1,481	394	2,804	H30年度	5,097
R1年度	901	1,602	416	2,919	R1年度	5,358

(4) 難病患者の状況

令和元年度に特定医療費（指定難病）対象疾患の範囲が拡大されており、制度利用者数は増加しております。

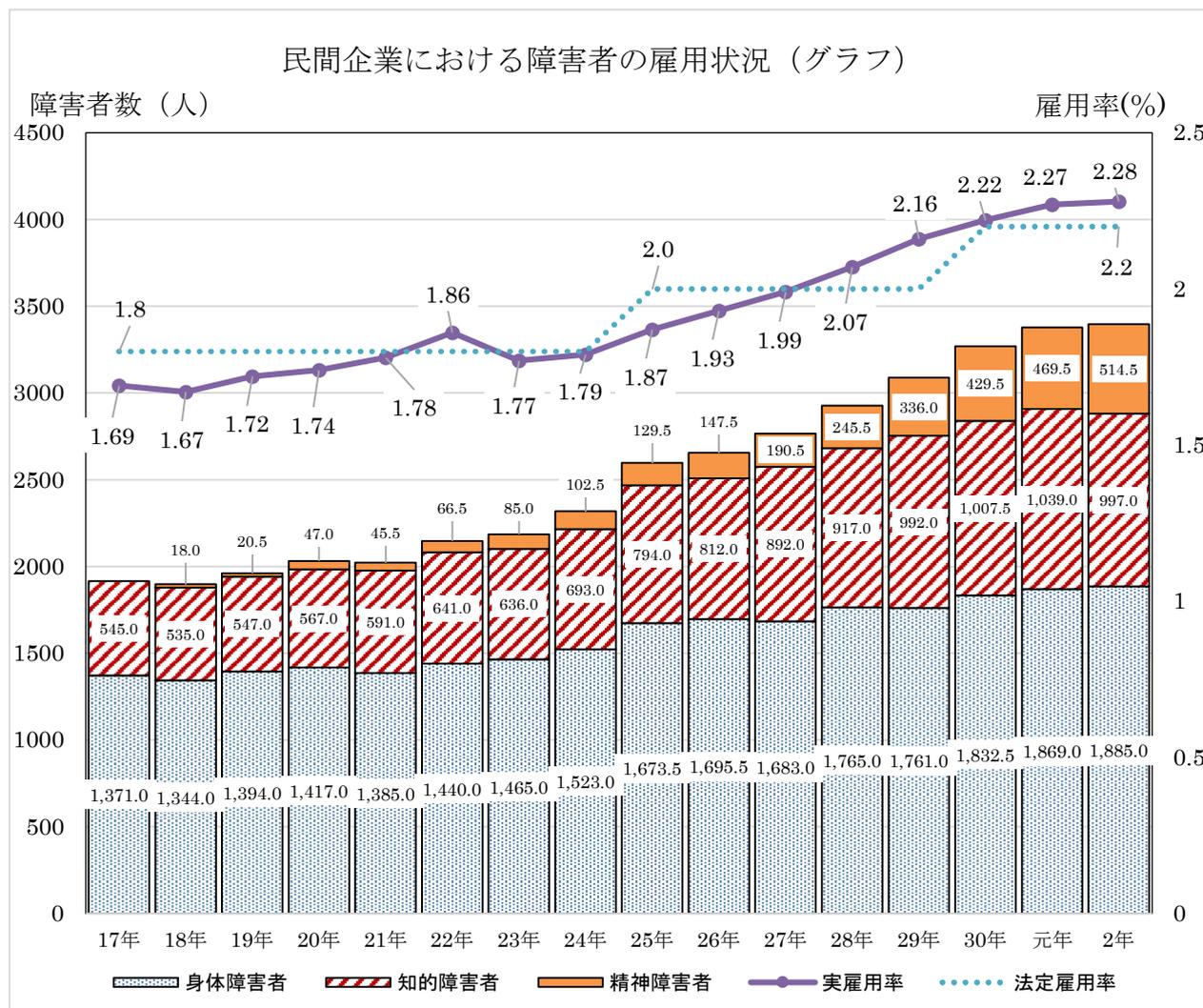
【特定医療費（指定難病）受給者数】 (人)

	特定医療費受給者
H29年度	2,086
H30年度	2,080
R1年度	2,108

3 雇用・就労の状況【令和2年6月1日現在 岩手労働局発表による】

岩手県における民間企業での障がい者の雇用状況は、岩手労働局の発表によると、令和2年6月1日現在で、実雇用率2.28%と前年を上回り、法定雇用率2.2%を超えており、全国平均（2.15%）をも上回っています。また、法定雇用率を達成している企業は57.0%となっております。

障がい者別では、身体障がい者が約0.8%の増加、知的障がい者は約4.0%の減少、精神障がい者は約9.6%の増加となっております。



○障がい者雇用数及び実雇用率（盛岡地区）

雇用されている障がい者数は、1,587.5人（うち身体障がい者919.0人、知的障がい者403.5人、精神障がい者265.0人）であり、実雇用率は2.17%となっております。

○公的機関の状況

岩手県の機関に雇用されている障がい者数は、合計で214人、実雇用率は2.66%となっております。また、盛岡市の機関に雇用されている障がい者数は合計で53人、実雇用率は2.57%となっております。いずれも法定雇用率2.5%を超えております。

第4章 目標の達成状況

盛岡市障がい福祉実施計画（第5期 平成30年度～令和2年度）の達成状況は、次のとおりです。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者が、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行するよう、数値目標を設定し、取り組みました。

基本指針

- 平成28年度末入所者数(250人)の9%(23人)以上が地域生活へ移行する。
- 平成28年度末入所者数(250人)の2%(5人)以上の施設入所者数を削減す

項目	目標値	実績 (令和元年度末)	達成率	備考
地域生活移行者数	23人	22人	95.7%	令和元年度末入所支援利用者数 <u>266</u> 人
入所者削減数	5人	0人	0%	

【54頁資料中Ⅱ1の項参照】

【実績】令和元年度末時点においては、地域生活移行者数、入所者削減数ともに目標値を下回っております。特に入所者数については、新たに入所を希望する方が多かったことにより、平成28年度の250人から令和元年度末の266人と、16人増加しております。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【今期終了項目】

精神病床における長期入院中の精神障がい者の地域移行を進めるため、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けるよう取り組みました。

基本指針

- 盛岡圏域で保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設ける。

項目	目標値	実績 (令和元年度末)	達成率	備考
盛岡圏域で保健・医療・福祉関係者による協議の場	1箇所	1箇所	100%	

【54頁資料中Ⅱ2の項参照】

【実績】協議の場については、盛岡広域圏障害者自立支援協議会退院支援分科会の中に令和元年度に設置し、目標を達成しました。

3 障がい者の地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業者の連携による地域全体で支える仕組みについて実施方法を検討し、支援体制の整備に取り組みました。

基本指針

○障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏域に少なくとも1つ整備。

項目	目標値	実績 (令和元年度末)	達成率	備考
障がい者の地域生活支援拠点【用語集 49 頁参照】の整備数	1	0	0%	

【54 頁資料中 II 3 の項参照】

【実績】令和3年度からの段階的な事業開始に向け、令和2年度現在、盛岡市自立支援協議会からの意見を聞きながら調整を進めているところです。

4 通所サービスの利用から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて障がいのある人の一般就労への移行を推進しました。

基本指針

- 福祉施設から一般就労に移行した人数
 - ・平成28年度の一般就労移行実績(44人)の1.5倍(66人)以上。
- 就労移行支援事業の利用者数。
 - ・平成28年度末の就労移行支援事業利用者(123人)の2割(25人)以上増加(148人)。
- 就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所の割合。
 - ・全体の5割以上。
- 就労定着支援による就労開始1年後の職場定着率 80%

項目	目標値	実績 (令和元年度)	達成率
令和2年度の年間一般就労移行者数	66人	47人	71.2%
令和2年度末の就労移行支援事業利用者数	148人	135人	91.2%
令和2年度末の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	23.08%	46.1%
就労定着支援による就労開始1年後の職場定着率	80%	85.2%	106.5%

【54頁資料中Ⅱ4の項参照】

【実績】就労移行支援事業利用者数、障害福祉サービスの利用から一般就労への移行者数及び就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合の3項目について、目標値を下回っており、特に、就労移行率3割を達成した事業所数の項目の達成率が低い結果となっております。

なお、就労定着支援による就労開始1年後の職場定着率については、令和元年度において目標値を達成しております。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が行われ、障がい児やその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業するまでのライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を進め、障がい児が障がい支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に取り組みました。

基本指針

- 児童発達支援センターの設置数
 - ・ 1 箇所以上
- 保育所等訪問支援事業所数
 - ・ 4 箇所以上
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数
 - ・ 1 箇所以上
- 医療的ケア児の支援のため、関係機関が連携し協議する場
 - ・ 平成 30 年度末までに 1 箇所

項目	目標値	実績 (令和元年度末)	達成率	備考
児童発達支援センターを少なくとも 1 箇所以上設置	1 箇所	1 箇所	100%	平成 24 年 設置済
保育所等訪問支援を実施した事業所数	4 箇所	9 箇所	225%	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 カ所以上確保	1 箇所	2 箇所	200%	

<p>医療的ケアが必要な児童の支援のため、平成30年度末までに、盛岡圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し協議する場を設ける。</p>	<p>1箇所</p>	<p>0箇所</p>	<p>100%</p>	<p>令和2年度設置済</p>
--	------------	------------	-------------	-----------------

【54頁資料中Ⅱ5の項参照】

【実績】関係機関連携協議の場については、平成30年度末の設置を達成できませんでしたが、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置しました。

その他の項目については、目標値を達成しましたが、このうち、主に重症心身障がい児を支援する事業所について、事業所数が目標を超えて増加したものの、合計定員数10人と小規模であることから、今後も引き続き事業所を増やす取組みが必要であると考えます。

第5章 サービス利用の現状

1 サービス提供基盤の整備状況

障害者自立支援法施行以降の障がいのある人への支援は、地域生活での支援を中心として訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障がい児支援サービス等の提供体制が整備されてきました。

サービス種類ごとの障害福祉サービス事業所等の数は、表のとおりです。

訪問系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所)

区 分	事業所数	
	平成29年7月	令和2年7月
居宅介護	46	62
重度訪問介護	38	54
同行援護	15	10
行動援護	3	2

課題と対応策

- ① 同行援護事業所は、令和元年に同行援護事業を専門に行う事業所が1箇所参入しましたが、全体としては減少しております。これは、専門研修機関が少ないこと等により研修修了者を確保できないことを理由として、事業所が事業廃止したことによります。
- ② 行動援護の事業所数は、減少しております。これは、利用者がいないことを理由に、事業所が事業廃止したことによります。

対応策：①同行援護事業所について、令和元年から専門研修機関が増えたことや、利用者の需要等の情報を事業所に提供し、事業継続や参入を促します。
②行動援護事業所について、利用者のニーズの的確な把握に努め、必要な事業所数を確保します。

日中活動系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成29年7月		令和2年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
生活介護	17	449	21	523
自立訓練(機能訓練)	1	20	0	0
自立訓練(生活訓練)	4	32	2	16
就労移行支援	14	179	12	164
就労継続支援(A型)	17	325	18	290
就労継続支援(B型)	37	863	42	960
就労定着支援			9	
療養介護	0	0	1	40
短期入所	9	34	14	46

生活介護（上記のほかに基準該当の事業所が5箇所）

課題と対応策

- ① 生活介護事業所は、3年間で増加しておりますが、令和2年7月時点で、利用者数が市内の事業所の定員数を上回っており、依然として不足している状況にあります。
- ② 就労継続支援（A型、B型）事業所数は、定員数が利用者数を上回っております。なお、国は、一般就労が促進されるよう、平成30年度に就労系サービス全体の制度を見直したことから、今後市は、これらの事業所に対し、単に生産活動の場の提供にとどまらず、一般就労を見据えた支援を求めています。
- ③ 短期入所事業所は、重度障がいに対応できる事業所が限られているなど、利用ニーズに対応できていない状況にあり、また、家族の高齢化などによる緊急を要する事態も増えると考えられることから、受入体制をさらに拡充する必要があります。

対応策：①生活介護及び③短期入所の事業所増と充実化に向け、施設整備補助制度を活用して事業参入を促します。②就労系事業所に対しては、利用者の状況に応じて、一般就労も視野に入れた支援を行うよう指導します。

居住系サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成29年7月		令和2年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
共同生活援助(住居)	68	426	69	429
施設入所支援	5	205	4	175

課題と対応策

共同生活援助の住居数及び定員数は、わずかに増加しました。

施設入所支援の事業所数は上の表のとおり減少しましたが、入所利用者数は、市外施設利用者を含め265人【21頁表中令和2年7月の施設入所支援利用者数の項参照】であり、市内の事業所定員数175人を上回っており、依然としてニーズは高い状況にあります。一方で国は、施設入所者の地域移行を推進してきていることから、今後においても、地域移行の受け皿として、特に重度の障がい者に対応できる共同生活援助事業所を増やしていく必要があります。

対応策：利用希望者のニーズや、施設整備に係る補助制度について、事業者へ情報提供し、特に重度の障がい者に対応できる共同生活援助事業への参入を促します。

相談支援サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成29年7月		令和2年7月	
	事業所数	相談支援 専門員数	事業所数	相談支援 専門員数
計画相談支援	27	43	31	62
地域移行支援	3	4	2	3
地域定着支援	3	4	2	3

課題と対応策

計画相談支援事業所数、相談支援専門員数ともに増加しましたが、障害福祉サービス利用者の全員が計画相談支援を利用できる状況にはありません。

地域移行支援及び地域定着支援は、事業所数が減少しましたが、これは市内においてサービス利用者がいないことを理由に、事業を廃止したものです。

対応策：新しい報酬体系に関する情報や、既存事業所からの好事例を事業所に提供し、事業所の参入を促します。

障がい児支援サービス

【事業所等の数】

(単位:事業所,人)

区 分	平成29年7月		令和2年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
児童発達支援	15	205	25	290
放課後等デイサービス	30	305	44	433
保育所等訪問支援	8		11	
医療型児童発達支援	1	20	0	0
居宅訪問型児童発達支援			4	
障害児相談支援	19		25	

課題と対応策

- ① 児童発達支援と放課後等デイサービスは事業所数、利用定員数ともに伸びていますが、主として重症心身障がい児を受け入れている事業所は、2事業所（定員合計10人）と少ない状況にあります。
- ② 保育所等訪問支援事業所及び居宅訪問型児童発達支援は、利用のニーズが少ないこともあり、大きな増加とはなっていません。
- ③ 医療型児童発達支援事業所数は、県営施設が市外に移転し、利用者にとって通所の不便さが増しました。
- ④ 障がい児相談支援事業所数は増加しておりますが、実態として児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者全員が、障がい児相談支援を利用できる状況ではありません。

対応策：①児童発達支援及び放課後等デイサービスは、重症心身障がい児等を受け入れる事業所が増えるよう、必要な情報提供や経営助言等をしてまいります。②保育所等訪問支援及び居宅訪問型児童発達支援は、利用者のニーズを把握して、関係機関への制度周知を行います。③医療型児童発達支援は、医療的ケア児のための協議の場で、支援の在り方について検討します。④障がい児相談支援は、児童発達支援及び放課後等デイサービスを実施している法人に対して、事業参入を促してまいります。

地域生活支援事業

【地域生活支援事業所等の数】

(単位:事業所, 人)

区 分	平成29年7月		令和2年7月	
	事業所数	定員数	事業所数	定員数
地域活動支援センターⅠ型	1	20	1	20
地域活動支援センターⅡ型	11	174	13	229
地域活動支援センターⅢ型	4	53	4	60
訪問入浴サービス事業	7	—	6	—
日中一時支援	70	381	75	533
移動支援	45	—	45	—

課題と対応策

- ① 地域活動支援センターⅢ型事業所は、収入額が少なく、運営が厳しい状況にあります。
- ② 訪問入浴サービスは、利用者数が少ないことなどを理由に、1事業所が撤退したものです。

対応策：①地域活動支援センターⅢ型事業所に対して、障害福祉サービス事業所への移行を支援します。②訪問入浴サービスは、利用者のニーズを的確にとらえて、必要な事業所数を確保してまいります。

2 サービス利用の状況

サービス種類ごとの利用状況は、表のとおりです。

利用者数は、本市が援護している人数であり、市外事業所が提供するサービスを利用している人数を含みます。

訪問系サービス

【訪問系サービスの状況】

(単位：人，時間)

区 分		平成30年7月	令和元年7月	令和2年7月
居宅介護	利用見込者数	350	365	380
	利用者数	344	346	384
	利用見込時間	6,297	6,578	7,142
	利用時間	6,945	6,924	7,668
重度訪問介護	利用見込者数	22	25	28
	利用者数	21	18	23
	利用見込時間	5,930	6,739	7,548
	利用時間	5,581	4,874	5,118
同行援護	利用見込者数	28	33	38
	利用者数	26	36	42
	利用見込時間	204	241	277
	利用時間	210	418	494
行動援護	利用見込者数	3	4	5
	利用者数	1	2	2
	利用見込時間	52	70	87
	利用時間	25	22	24
重度障害者等包括支援 (注)	利用見込者数	0	0	0
	利用者数	0	0	0
	利用見込時間	0	0	0
	利用時間	0	0	0

(注) 重度障害者等包括支援については、令和2年10月時点で、県内でも利用者、事業所ともになく、全国でも利用者が合計で34人とどまっている状況にあります。

課題と対応策

居宅介護について、利用時間数が見込みを超えて増加しました。実態としては、高齢の障がい者からのニーズを受け、介護保険事業所が障害福祉サービスに参入する例が見受けられます。

重度訪問介護は、令和元年度に、常時の介護を必要とする障がい者を支援する療養介護事業所が新規開設したことに伴い、利用者数が一時的に減少しましたが、その後増加に転じております。

同行援護は、視覚障がい者を専門に支援する事業所の参入があり、これに伴い移動支援からのサービス切替があったことにより、利用者数が見込みを上回りました。

行動援護は増加を見込んでいたところ、一部の方の利用に留まっており、横ばいの結果となりました。ニーズの再確認が必要です。

対応策：行動援護について、行政説明会等において改めて制度について周知を徹底し、今後、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所を通じて、利用者のニーズ把握を行います。

日中活動系サービス

【日中活動系サービスの状況】

(単位：人)

区 分		平成30年7月	令和元年7月	令和2年7月
生活介護	利用見込者数	579	589	599
	利用者数	582	609	615
自立訓練（機能訓練）	利用見込者数	6	6	6
	利用者数	5	4	3
自立訓練（生活訓練）	利用見込者数	22	23	24
	利用者数	25	23	19
就労移行支援	利用見込者数	114	131	148
	利用者数	96	97	95
就労定着支援	利用見込者数	50	58	66
	利用者数	0	43	41
就労継続支援（A型）	利用見込者数	279	287	295
	利用者数	270	247	229
就労継続支援（B型）	利用見込者数	793	830	867
	利用者数	786	852	895
療養介護	利用見込者数	51	52	53
	利用者数	51	61	68
短期入所	利用見込者数	135	141	147
	利用者数	140	163	169

課題と対応策

- ① 生活介護利用者数は、見込みを上回って毎年増加し、令和2年7月の利用者数は615人であり、市内の事業所定員数523人【14頁事業所の数の表中、令和2年7月の生活介護の定員数参照】を上回っており、事業所が不足している状況にあります。
- ② 就労継続支援A型は、利用者が見込みを下回り、減少しました。また、同B型は、利用者数が増加し、見込みを上回りました。A型利用者の高齢化や障がい状態の変化によりB型へサービスを再調整したことなどがその要因と

考えられます。

- ③ 療養介護は、実績が見込みを上回り、増加しました。新たに事業所が参入したことによるものです。なお、令和2年度時点でほぼ満床の状態であり、ニーズはあるものの、受け皿である事業所増が困難であるため、当面の利用者数は現状に近い状況になると見込まれます。
- ④ 短期入所利用者数は、増加傾向にあります。障がい者や家族の高齢化などにより、ニーズは今後も増加するものと考えられます。

対応策：①生活介護や④短期入所は、サービス基盤整備のため、施設整備補助制度を活用して事業所数の増加に向けた取組を進めます。また、計画相談支援事業所によるニーズに沿ったサービス調整を図るために、計画相談支援事業所の充実を図ります。②就労継続支援（A型、B型）事業所は、利用者のニーズに応えるとともに、単にサービスの利用のみにとどまらず、利用者個々の状況に応じて一般就労も視野に入れた支援が提供されるよう、事業所指導を行います。

居住系サービス

【居住系サービスの状況】

(単位：人)

区	分	平成30年7月	令和元年7月	令和2年7月
共同生活援助	利用見込者数	376	386	396
	利用者数	373	380	391
施設入所支援	利用見込者数	247	246	245
	利用者数	258	263	265
自立生活援助	利用見込者数	10	10	10
	利用者数	0	1	2

課題と対応策

共同生活援助利用者数は増加傾向にあります。共同生活援助は、施設入所者や長期入院患者等の地域移行の受け皿でもあり、今後も利用者が増加するもの見込まれます。また、障がい者や家族の高齢化、障がいの重度重複化、医療

的ケアなど、必要な支援内容も多様化していると考えられます。

施設入所支援は、実績が見込みを超え、微増傾向にあります。令和2年度時点において、施設の空きができるまで待機している方もいるため、依然としてニーズが高いものと考えられます。

自立生活援助は、事業所数が1か所であること、利用可能期間が1年と一時的であることから、利用者数が少ない状況であり、今後も同様の傾向が続くものが見込まれます。

対応策：共同生活援助について、社会福祉施設整備費補助金を活用して事業所数の増加及び重度障がいや医療的ケアへの対応等の支援充実を図るとともに、利用者と事業所の適切なマッチングを図ってまいります。

相談支援事業

【相談支援事業の状況】

(単位：人)

区	分	平成30年7月	令和元年7月	令和2年7月
計画相談支援	利用見込者数	2,065	2,166	2,267
	利用者数	1,947	2,090	2,120
地域移行支援	利用見込者数	3	3	3
	利用者数	0	0	0
地域定着支援	利用見込者数	3	3	3
	利用者数	0	0	0

課題と対応策

相談支援事業は、サービス等利用計画作成に関するニーズの増加により、年々伸びており、また、相談内容も多様化していることから、相談支援専門員の確保とスキルアップが課題となっています。

対応策：相談支援専門員の勉強会等の開催によりスキルアップを図ります。相談支援事業者と連携して地域移行支援や地域定着支援の周知を進めます。

障がい児支援サービス

【障がい児支援サービスの状況】

(単位：人)

区 分		平成30年7月	令和元年7月	令和2年7月
①児童発達支援	利用見込者数	142	152	162
	利用者数	161	175	209
②放課後等デイサービス	利用見込者数	403	450	497
	利用者数	450	498	542
③保育所等訪問支援	利用見込者数	4	6	8
	利用者数	1	8	15
④医療型児童発達支援	利用見込者数	14	14	14
	利用者数	8	4	3
⑤障がい児相談支援	利用見込者数	270	336	402
	利用者数	254	284	292
⑥居宅訪問型児童発達支援	利用見込者数	5	5	5
	利用者数	0	1	0

課題と対応策

- ① 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、利用者数が増加してきておりますが、重症心身障がい児の利用者数が少ない状況にあります。
- ② 医療型児童発達支援は、利用出来る施設が限られており、この3年間では減少傾向にありました。
- ③ 障がい児相談支援について、令和2年7月の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者合計751人に対して292人とどまっております、サービス提供が不足していると考えられます。

対応策：①児童発達支援及び放課後等デイサービスは、重症心身障がい児等を受け入れる事業所が増えるよう、必要な情報提供や経営助言等をしてまいります。②医療型児童発達支援の展開は、盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会で検討します。③盛岡市自立支援協議会相談支援分科会において、事業者や利用者とともに計画相談全体の問題として対応策を検討し、早急にサービス量の確保に努めます。

地域生活支援事業

【地域生活支援事業の状況（個別給付）】

（単位：人/年）

区 分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地域活動支援センター (Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ型)	利用見込者数	487	487	487
	利用者数	507	520	525
訪問入浴サービス事業	利用見込者数	8	9	10
	利用者数	7	8	8
日中一時支援	利用見込者数	548	573	598
	利用者数	445	446	474
移動支援	利用見込者数	105	108	111
	利用者数	89	95	88
重度障害者等入院時コミュニケー ション支援事業	利用見込者数	3	4	5
	利用者数	8	2	1

課題と対応策

地域活動支援センターのうち、地域活動支援センターⅢ型は、新規利用者がほとんどなく、一定の方しか利用できていない状況です。

対応策：地域活動支援センターⅢ型は、安定したサービス供給とより多くの方の利用が期待できる障がい福祉サービス事業への転換を促します。

第5章サービス利用の現状

【地域生活支援事業の状況（その他の事業）】

（単位：人/年）

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		実施	実利	実施	実利	実施	実利
		箇所	用者	箇所	用者	箇所	用者
(1)障害者相談支援事業	見込	5		4		4	
	実績	4		4		4	
基幹相談支援センターの設置の有無	見込	有		有		有	
	実績	有		有		有	
(2)成年後見制度利用支援事業	見込		3		4		4
	実績		0		0		1
(3)コミュニケーション支援事業							
(A)手話通訳者設置事業設置者数	見込	2		2		2	
	実績	2		2		2	
(B)手話通訳実利用者数							
・手話通訳派遣事業	見込		75		60		60
	実績		45		42		82
・要約筆記者派遣事業	見込		45		25		25
	実績		4		12		11
(4)日常生活用具給付等事業							
①介護訓練支援用具	見込		15		15		15
	実績		10		11		12
②自立生活支援用具	見込		55		45		45
	実績		47		40		42
③在宅療護等支援用具	見込		95		55		55
	実績		69		48		66
④情報意思疎通支援用具	見込		120		65		65
	実績		52		72		79
⑤排泄管理支援用具	見込		6,000		6,000		6,000
	実績		5,962		6,070		6,128
⑥居宅生活動作補助用具	見込		6		7		7
	実績		8		6		3

課題と対応

成年後見制度利用支援は、限定的な利用でしたが、潜在的にニーズがあるものと見込まれ、また今後、家族の高齢化などにより、ニーズは増えるものと考えます。

対応策：当事者団体やサービス提供事業者、行政機関等関係機関と連携し、各制度の啓発・普及に努めます。

【地域生活支援事業の状況（その他の事業）】

（単位：人/年）

区分		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者	実施箇所	実利用者
(5) 社会参加促進事業							
・生活支援事業	見込	4	150	5	367	5	377
	実績	7	516	7	540	7	544
・点字広報発行事業	見込	1	65	1	63	1	63
	実績	1	62	1	62	1	62
・障がい者スポーツ大会開催	見込	1	330	1	380	1	390
	実績	1	370	1	322	1	331
・スポーツ振興	見込	7	434	4	170	4	170
	実績	4	125	4	137	3	106
・自動車関係（免許，改造）	見込	11	11	11	11	11	11
	実績	11	11	12	12	14	14
・福祉電話	見込	21	21	21	21	21	21
	実績	20	20	19	19	18	18
・手話奉仕員養成研修事業	見込	1	20	1	20	1	20
	実績	1	39	1	34	1	34
・障がい者文化祭事業	見込	1	140	1	180	1	190
	実績	1	194	1	194	1	134

課題と対応策

社会参加促進事業について、スポーツ、芸術関係の実利用者数が減少しており、今後周知の方法や事業内容について検討を要します。手話奉仕員養成研修は一定の需要あるものの、研修を終了したとしても、岩手県が実施する手話通訳者養成講座へのステップアップが容易ではない等、カリキュラムの見直しや再編が課題となっており、関係団体との連携を図り充実に努める必要があります。

対応策：スポーツ、芸術関係は、関係団体と連携して、開催内容や周知方法等について協議を行います。手話奉仕員養成研修事業は、研修全体のレベルの向上や、受講者の拡大を視野に、関係団体と改善に向け連携を図ります。

第6章 計画の目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者のうち、施設を退所してグループホームやアパート・一般住宅等地域での生活へ移行する人について、市の現状や国の定めた基本指針を踏まえ数値目標を設定します。

項目	令和5年度 目標値	備考
地域生活移行者数	<u>16人</u>	令和元年度末入所者数（266人）の6%以上が地域生活へ移行
入所者削減数	<u>5人</u>	令和元年度末入所者数（266人）の1.6%以上の施設入所者数削減

《目標値の考え方》

地域移行の目標値は、国の基本指針では、「令和元年度末施設入所者（266人）の6%（16人）以上の地域生活へ移行する」とされています。平成18年度から福祉施設入所者の地域生活への移行に取り組んできたところですが、施設入所者数が増加している【21頁の表中、施設入所支援利用者数の項参照】ことから、入所希望者が多く、国の基本指針を超える地域移行が困難と考えられることから、目標値を国の基本指針に基づき、16人とします。

入所者削減数の目標値は、国の基本指針では、「令和元年度末時点の施設入所者数（266人）の1.6%（5人）以上削減する」とされています。現状、上記のとおり入所希望者が多く、国の基本指針を超える削減は困難と考えられることから、国の基本指針に基づき、5人とします。

地域移行を進めるためには、高い専門性を持った共同生活援助事業所等の受け皿の確保が必要であることから、今後施設整備補助制度を活用するなどして、事業所数を増やすよう取り組みます。

2 地域生活の支援拠点が有する機能の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、居住支援機能と地域支援機能の一体的な拠点整備や、地域の事業者の連携による地域全体で支える仕組みについて実施方法を検討し、支援体制を整備します。

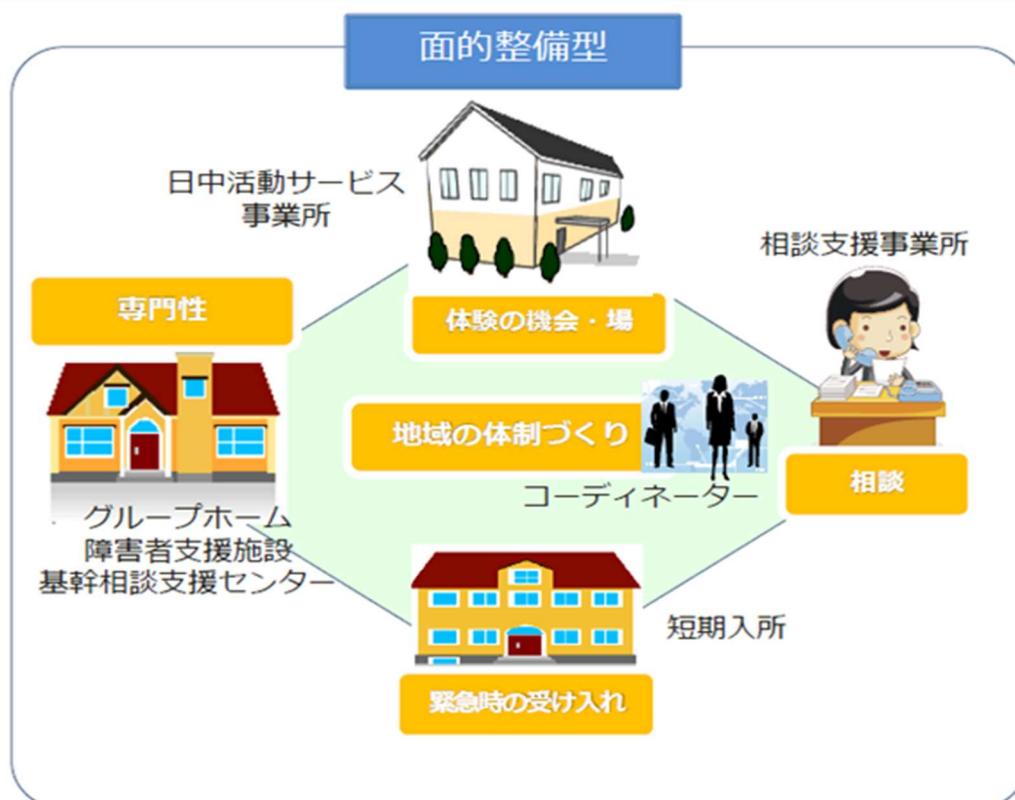
項目	令和5年度目標値
障がい者の地域生活の支援拠点の整備数	1箇所以上
【新規】地域生活の支援拠点の運用状況の検証及び検討	年1回以上

《目標値の考え方》

地域生活の支援拠点の整備数について、機能を特定の拠点に集中させる多機能拠点整備型ではなく、面的整備型として、市内事業所によるネットワーク体制を構築し運用するよう取り組みます。また、体制の運用状況について、盛岡市自立支援協議会において検証することとします。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。



3 通所サービスの利用から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

項目	令和5年度 目標値
令和5年度に就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の人数	<u>60人</u>
【新規】令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労者数	<u>47人</u>
【新規】令和5年度の就労継続支援A型事業からの一般就労者数	<u>9人</u>
【新規】令和5年度の就労継続支援B型事業からの一般就労者数	<u>5人</u>
【新規】令和5年度の就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援を利用する者の割合	<u>7割</u>
【新規】令和5年度末の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	<u>7割</u>

《目標値の考え方》

一般就労移行者数は、目標値を令和元年度実績（47人）の1.27倍（60人）以上という国の基本指針に基づき60人とします。

【新規】令和5年度の就労移行支援事業からの一般就労者数は、目標値を令和元年度の一般就労への移行実績（36人）の1.3倍（47人）以上という国の基本指針に基づき47人とします。

【新規】令和5年度の就労継続支援A型事業からの一般就労者数は、目標値を令和元年度の一般就労への移行実績（7人）の1.26倍（9人）以上という国の基本指針に基づき9人とします。

【新規】令和5年度の就労継続支援B型事業からの一般就労者数は、目標値を令和元年度の一般就労への移行実績（4人）の1.23倍（5人）以上という国の基本指針に基づき5人とします。

【新規】令和5年度の就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援を利用する者の割合は、目標値を国の基本指針に基づき、令和5年度の就労移行支援事業等からの一般就労者の7割以上とします。

【新規】令和5年度末の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合は、目標値を国の基本指針に基づき、全体の7割以上とします。

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が行われ、障がい児やその家族に対して、乳幼児期から教育機関を卒業するまでのライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を進め、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を引き続き推進してまいります。

項目	目標値
児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置	1箇所
保育所等訪問支援を実施した事業所数	13箇所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保	3箇所
医療的ケアが必要な児童の支援のため、令和5年度末までに、盛岡圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し協議する場を設ける。	1箇所
【新規】医療的ケアが必要な児童等に関するコーディネーターを配置する。	1人以上

《目標値の考え方》

児童発達支援センターについては、既に「ひまわり学園」が設置されていることから、専門性をより高めた総合的な相談支援を目指します。

保育所等訪問支援について、未就学児が主な利用者であると想定し、令和2年度の児童発達支援事業所（25箇所）の半分の事業所においてニーズが生じるものとして、目標値を設定します。

主に重症心身障がい児が利用できる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所は、現在市内に2か所ありますが、定員数合計が10人と小規模であり、依然として不足していると思込まれます。これらの事業所を増やすためには、高い技術をもった人材確保や経営の安定化など、課題が多いことから、解決に向けた取組を行います。

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携する協議の場の設置については、令和2年度に盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会を設置しました。

コーディネーターの配置については、今後配置に向けて取り組みます。

5 相談支援体制の充実・強化等（新規）

市内の相談支援事業者に対して、総合的・専門的な相談支援や、事業所訪問等による専門的指導・助言を行い、相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

項目	目標値
総合的・専門的な相談支援の有無	有 (平成29年から実施中)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	65件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	105回

《目標値の考え方》

相談支援体制の充実強化について、22頁の相談支援事業の「課題と対応策」に記載したとおり、相談支援に対するニーズは年々増加しているほか、今後進める地域生活支援拠点事業においても、緊急的な相談窓口が事業の中核の一つであることから、今後ますます相談支援専門員のスキルアップの重要性が高まっていくものと考えられます。

一方で、こうしたスキルアップのための指導については、高度な知識・経験等が必要であることから、国の指針では、基幹相談支援センターがその機能を担うことを検討することとしております。

盛岡市においては、既に基幹相談支援センターがその機能を担っていることから、この取り組みが継続されるよう努めることとし、令和元年度の取組実績を目標値として設定します。

6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

障がい者総合支援法の基本理念を念頭に、市は、利用者に対して真に必要な障害福祉サービスが提供されるよう、県が実施する研修へ参加し、また指導監査結果を関係自治体等と共有することにより、障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制構築を進めます。

項目	目標値
県が実施する障害福祉サービスに係る研修への市職員参加人数	6人
給付費審査結果を分析し、事業所や関係自治体と共有する場の回数	1回
指導監査結果の関係自治体との共有回数	1回

《目標値の考え方》

県の研修への参加については、目標値を障害福祉サービス関連事務を担当する職員6人が参加するものとして人数を見込みます。

給付費審査・分析結果及び指導監査結果の共有については、年1回、盛岡広域圏自立支援協議会において実施することとします。

第7章 障害福祉サービス等の見込量

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスの見込量は、平成30年度から令和2年度までの利用実績や増減傾向を踏まえ、利用者の意向や平均的な一人当たりの利用量を参考にして算出しています。

サービス提供体制の計画的な整備に向けて、盛岡市自立支援協議会において進捗管理を行い、関係機関やサービス提供事業者との連携を図りながら取り組みます。

(1) 訪問系サービスの見込量 【55頁(1)の項参照】 (時間数：月間)

サービス体系	単位	令和2年 7月実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	実人数	384	401	418	435
	時間分	7,668	8,020	8,360	8,700
②重度訪問介護	実人数	23	28	33	38
	時間分	5,118	6,230	7,343	8,455
③同行援護	実人数	42	49	56	63
	時間分	494	579	661	744
④行動援護	実人数	2	3	4	5
	時間分	24	36	48	60
⑤重度障害者等包括支援	実人数	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

見込量の考え方

- ① 居宅介護は、事業者が充足していること等から利用者数の増加が続いており、今後も同様に増加していくものと見込みます。
- ② 重度訪問介護は、令和元年度に一部療養介護への移行があり減少しましたが、引き続き需要はあるため、令和元年度から令和2年度までと同程度の増加を見込みます。
- ③ 同行援護は、利用者数の増加が続いており、今後も同様に増加していくものと見込みます。

- ④ 行動援護は、利用者数が限定的であることで事業所数も減少しており、今後も同様の状況が続くと思われませんが、サービスを必要とする人の把握に努めることにより、微増していくものと見込みます。
- ⑤ 重度障害者等包括支援は、事業所がなく、利用者もいない状況が続いており、現在、利用者の増加は見込まれないものです。

【(2) 日中活動系サービスの見込量】 **【55頁(2)の項参照】**

(人日：月間)

サービス体系	単位	令和2年 7月実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	実人数	615	631	647	663
	人日分	11,203	11,485	11,776	12,067
②自立訓練（機能訓練）	実人数	3	3	3	3
	人日分	51	51	51	51
③自立訓練（生活訓練）	実人数	19	19	19	19
	人日分	234	234	234	234
④就労移行支援	実人数	95	133	133	133
	人日分	1,645	2,301	2,301	2,301
⑤就労継続支援（A型）	実人数	229	229	229	229
	人日分	4,463	4,463	4,463	4,463
⑥就労継続支援（B型）	実人数	895	942	989	1,036
	人日分	15,075	15,826	16,616	17,405
⑦就労定着支援	実人数	41	43	43	43
⑧療養介護	実人数	68	69	70	71
⑨短期入所（福祉型）	実人数	169	183	197	211
	人日分	803	879	946	1,013

見込量の考え方

- ① 生活介護は、特別支援学校卒業生の通所先として安定的なニーズがあるほか、就労継続支援からの移行など、利用者の増加が続いており、引き続き増加するものと見込みます。
- ② 自立訓練（機能訓練）は、肢体不自由者が減少していることから、現状のまま推移するものと見込みます。
- ③ 自立訓練（生活訓練）は、ニーズも少ないため、利用者は減少傾向にありますことから、現状のまま推移するものと見込みます。
- ④ 就労移行支援は、精神障がい者を中心に安定的なニーズがあるものの、大きな増加要因がないことから、現状のまま推移するものとし、令和2年7月時点の数値（95人）に、令和元年度の就労アセスメント利用者数（38人）を加えた数を見込みます。
- ⑤ 就労継続支援A型は、利用者の高齢化や障がい状態の変化などにより他サービスに移行するなど、利用者が減少傾向にあり、事業所の定員数も減少していることから、大きな増加要因がありませんが、現状の利用者を中心に、同程度で推移していくものと見込みます。
- ⑥ 就労継続支援B型は、主に支援度が高めの人のが就労先として、利用者の増加が続いており、事業所数及び定員数も増加していることから、今後も増加傾向が続くものと見込みます。
- ⑦ 就労定着支援は、第6章に定める目標に基づき、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用を経て一般就労した人のうち、70%が利用するものと見込みます。
- ⑧ 療養介護は、医療的ケアが必要な重症心身障がい者の利用のニーズが高まっているものの、事業所が増える見込みのないことから、限定的な増加に留まるものと見込みます。
- ⑨ 短期入所は、家族の体調不良時等、緊急時の受け入れ先として利用者の増加が続いており、今後も増加傾向が続くものと見込みます。

(3) 居住系サービスの見込量【56頁(3)の項参照】

サービス体系	単位	令和2年 7月実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①共同生活援助	実人数	391	400	409	418
②施設入所支援	実人数	265	264	263	261
③自立生活援助	実人数	2	2	2	2
④地域生活の支援拠点	設置数	0	1	1	1
⑤地域生活の支援拠点の 運用状況の検証及び検討	回数	0	1	1	1

見込量の考え方

- ① 共同生活援助は、地域移行の有効な受け皿であり、サービス提供事業者、利用希望者共に増加しています。今後も、同様に増加が継続するものと見込みます。
- ② 施設入所支援は、27頁記載の入所者削減数の目標値5人を受け、削減後の令和5年度入所者数261人に向け、毎年1人ずつの削減を見込みます。
- ③ 自立生活援助は、事業所が1か所のみであり、利用のニーズも少ない状況にあります。また1年間の利用可能期間があることから、大きな増加要因がなく、現状のまま推移すると見込みます。
- ④ 地域生活の支援拠点については、令和3年度から運用を開始することとし、地域におけるより機能的な運用形態、手法等を検証、検討しながら、設置を維持していくものと見込みます。
- ⑤ 地域生活の支援拠点の運用状況の検証及び検討については、毎年度、盛岡市自立支援協議会において、運用状況等について年1回協議していくものと見込みます。

(4) 相談支援サービスの見込量【56頁(4)の項参照】

サービス体系	単位	令和2年 7月実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	実人数	2,307	2,400	2,500	2,600
②地域移行支援	実人数	0	2	2	2
③地域定着支援	実人数	0	2	2	2

見込量の考え方

- ① 計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者が令和5年度には2,900人となる見通しであり、そのうち9割の人が利用するものと見込みます。
- ② 地域移行支援、③地域定着支援は、これまで利用実績がないサービスですが、引き続き、制度の周知を図ることとし、市内の提供事業所2か所について、各1件の利用を見込みます。

(5) 障がい児支援サービスの見込量【56頁(5)の項参照】

(人日：月間)

種類	単位	令和2年 7月実績	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	実人数	209	235	261	287
	人日分	4,180	4,700	5,220	5,740
②放課後等デイサービス	実人数	542	604	666	728
	人日分	10,840	12,080	13,320	14,560
③保育所等訪問支援	実人数	15	20	25	30
	人日分	30	40	50	60
④医療型児童発達支援	実人数	3	5	7	10
	人日分	60	100	140	200
⑤障がい児相談支援	実人数	292	400	500	600
⑥居宅訪問型児童発達支援	実人数	0	1	1	1

見込量の考え方

- ① 児童発達支援は、発達障がい幼児の増加に伴い利用者数が大きく増加しており、事業所も増加していることから、今後も同様に増加が続くものと見込みます。
- ② 放課後等デイサービスは、増加する児童発達支援の利用者が引き続き利用するケースに加え、就学児の新規利用もあって利用者数が大きく増加しており、今後も同様に増加が続くものと見込みます。
- ③ 保育所等訪問支援は、児童発達支援とともにニーズが高まっており、今後も同様に増加が続くものと見込みます。
- ④ 医療型児童発達支援は、利用可能施設が少なく、利用者も少ない状況ですが、医療的ケア児のニーズにより、微増していくものと見込みます。
- ⑤ 障がい児相談支援は、障害児通所支援の利用者が令和5年度には1,200人となる見通しであり、そのうち5割の人が利用するものと見込みます。
- ⑥ 居宅訪問型児童発達支援は、現在利用はありませんが、児童発達支援の利用が増加する中、ニーズがあるものと考えられることから、直近の利用実績をもとに、利用を見込みます。

(6) 医療的ケア児に対する支援 (新規)

種類	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置人数	実人数	0	0	1	1

見込量の考え方

医療的ケア児や保護者への支援の充実を図るため、専門の医療的ケア児等コーディネーター1人以上の配置を目標として、検討を進めます。

(7) 発達障がい者に対する支援 (新規)

種類	単位	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等【用語集 51 頁参照】の受講者数	実人数	47	47	47	47
ペアレントメンター【用語集 51 頁参照】の人数	実人数	15	15	15	15
ピアサポート【用語集 51 頁参照】活動への参加人数	実人数	20	20	20	20

※令和2年度は未確定であるもの。

見込量の考え方

ペアレントトレーニング等については、市内の民間団体及び県が実施しており、各参加予定人数（市内の民間団体分 26 人，県事業分 21 人）により見込みます。

ペアレントメンターについては、県の事業として養成講座を実施しており、当該事業予定人数により見込みます。

発達障がい者に関するピアサポート活動について、現状では、民間団体が独自の活動として実施している状況にありますことから、民間団体の会員数とし、その人数が今後も継続するものと見込みます。

(8) 精神障がいに対応する地域における包括的な支援体制の構築 (新規)

種類	単位	令和2年 7月実績	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保健，医療及び福祉関係者による協議の場	回	4	4	4	4
保健，医療及び福祉関係者による協議の場 への参加者数	人	31	31	31	31
保健，医療及び福祉関係者による協議の場 における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援利用者数	人	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用者数	人	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助利用者数	人	152	155	159	162
精神障がい者の自立生活援助利用者数	人	0	1	1	1

見込量の考え方

岩手県が進める障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括的な支援体制の構築に資する取組を推進します。

協議の場は定期的に設けられており、引き続き協議を重ねていく予定です。また精神障がい者の福祉サービス利用については、共同生活援助の利用が年々増加しており、今後も増加が続くものと見込みます。地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助は、現在のところ利用実績がなく、実施事業者も少ないことから、当面は1名で推移していくものと見込みます。

2 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施箇所数	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数	実施見込 箇所数
障がい者相談支援事業	4	4	4	4
基幹相談支援センター 設置の有無	有	有	有	有
障がい児相談支援事業	1	1	1	1

見込量の考え方

市内の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターと委託相談事業所が連携し、地域の実情に応じた適切かつ効果的な相談支援事業を実施します。令和2年度には、新たに障がい児に特化した委託相談事業所を設置し、障がい児や発達が気になる子どもの相談支援を開始したことから、これらの支援体制を維持していくものと見込みます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数
成年後見制度利用支援事業	2	3	3	3

見込量の考え方

障がい者が成年後見制度を利用する場合、利用の申立てを行えるのは、利用者本人、配偶者、親族ですが、身寄りがいないなどの理由で制度が利用できない場合は、市区町村長が申し立てを行うことができます。相談支援事業所や盛岡広域成年後見センターなど、関係機関との連携により、制度の利用を必要とする人の把握に努め、支援を行います。

令和3年度の利用に向けて、現在3人を検討中であり、その後においても3人の利用を見込みます。

(3) コミュニケーション支援事業

(単位：人)

区分	令和元年度 実績数		令和3年度 見込数		令和4年度 見込数		令和5年度 見込数	
	設置数	実利用者数	設置数	実利用者数	設置数	実利用者数	設置数	実利用者数
	コミュニケーション支援事業							
手話通訳者設置事業	2		2		3		3	
手話通訳等派遣事業								
手話通訳派遣事業		82		60		60		60
要約筆記者派遣事業		14		10		10		10

見込量の考え方

手話通訳者設置事業は、3人の設置を目標とします。手話通訳者派遣事業及び要約筆記奉仕員派遣事業の利用見込数は、その年に行われる会議等開催数により変動しますが、過去3年間の利用平均数を基にした概数で見込みます。

(4) 日常生活用具給付等事業

(単位：人)

区分	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数	実利用者 見込数	実利用者 見込数	実利用者 見込数
日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	12	13	14	15
自立生活支援用具	42	47	47	47
在宅療護等支援用具	66	69	69	69
情報意思疎通支援用具	79	93	107	121
排泄管理支援用具	6,128	6,211	6,294	6,377
居宅生活動作補助用具	3	8	8	8

見込量の考え方

平成29年度から令和元年度までにおいて利用者の増加した用具（介護訓練支援用具、情報意思疎通支援用具及び排泄管理支援用具）については、当該期間の平均増加数をもって増加するものと見込みます。その他の用具については令和元年度までにおいて利用者が減少しましたが、ニーズが無くなったものとは考えられないことから、当該期間における最大の数をもって見込みます。

(5) 移動支援事業

(単位：人)

区分	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	利用者数	利用見込者数	利用見込者数	利用見込者数
移動支援事業				
(A) 実利用	88	90	92	94
(B) 延べ利用	4,162	4,257	4,352	4,447

見込量の考え方

障がいのある人の外出時の移動の支援を行います。大きな増加要因はないものの、新規での利用希望は変わらずあり、微増が継続するものと見込みます。

(6) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

(単位：人)

区分	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実利用者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数	実利用 見込者数
重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業	1	1	1	1

見込量の考え方

平成30年4月の法改正により、本事業の内容を重度訪問介護で実施することができるようになったため、利用者が減少しました。現在は重度訪問介護の要件に満たない方が利用しており、現状の利用量が継続するものと見込みます。

(7) 地域活動支援センター事業支援事業

(単位：箇所)

区分	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数
地域活動支援センター事業	17	525	17	525	17	525	17	525

見込量の考え方

地域活動支援センター事業の特色を生かした運営による障がい福祉サービスとの連携等、障がいのある人への多様なサービス提供の場として、現状の利用量が継続するものと見込みます。

なお、今後、社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業（令和4年4月1日施行）【用語集53頁参照】において、この事業の活用が検討されているところです。

(8) 訪問入浴サービス事業

区分	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数
訪問入浴サービス事業	6	8	6	8	6	8	6	8

見込量の考え方

主に身体障がい者にニーズがあるサービスですが、対象が、日中活動系サービスが使えない、自宅の浴槽で身体介護ができない等の事情がある人に限定されるため、利用者は固定的で人数も横ばい傾向にあり、現状の利用量が継続するものと見込みます。

(9) 日中一時支援事業

区分	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数
日中一時支援事業	75	474	75	482	75	490	75	498

見込量の考え方

日中時間帯の一時的な預かりサービスであるため、定期的な利用ではないケースもありますが、安定的なニーズのあるサービスです。実利用者数が最も多かった平成28年度（498人）から一時減少したものの、明確な減少要因はなく、新規利用者も増えていることから、今後3年間で同程度まで増加していくものと見込みます。

(10) 社会参加促進事業

各種生活訓練，点字広報発行，障がい者スポーツ大会・芸術文化祭の開催，スポーツ振興，自動車改造助成，自動車運転免許取得助成，福祉電話設置等助成及び手話奉仕員養成研修などの事業を実施し，障がいのある人の社会参加を促進します。

(単位：人)

区分	令和元年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施 箇所数	実利用 者数	実施 箇所数	実利用 見込者数	実施 箇所数	実利用 見込者数	実施 箇所数	実利用 見込者数
社会参加促進事業								
①生活支援事業	7	544	7	558	7	572	7	586
②点字広報発行事業	1	62	1	62	1	62	1	62
③障がい者スポーツ大会	1	331	1	344	1	357	1	370
④スポーツ振興	3	106	4	126	4	146	4	167
⑤自動車関係(免許, 改造)	14	14	14	14	14	14	14	14
⑥福祉電話	18	18	18	18	18	18	18	18
⑦手話奉仕員養成研修	1	34	1	34	1	34	1	34
⑧障がい者芸術文化祭	1	134	1	155	1	176	1	197

見込量の考え方

- ① 生活支援事業は，前計画期間中の平均増加数（14人）【26頁表中「生活支援事業」の項参照】を今後の増加数と見込みます。
- ② 点字広報発行事業は，平成29年から令和元年までの利用者数が横ばい【26頁表中「点字広報発行事業」の項参照】であることから，今後も横ばい傾向が続くものと見込みます。
- ③④ スポーツ関係の2事業は，ここ数年参加者数が減少傾向にあります
が，令和5年度の参加者数が，直近5年で最も多い参加者数となるよう
取り組むこととし，その間均等に利用者が増加するものと見込みます。
- ⑤ 自動車関係は，年により利用者にはばらつきがあるものの，7人から14人の
範囲内で推移していることから，見込量を14人とします。

- ⑥ 福祉電話は、新規設置相談がないことから、令和元年度の利用実績【26頁表中「福祉電話」の項参照】のまま、横ばい傾向が続くものと見込みます。
- ⑦ 手話奉仕員養成研修事業は、平成30年から令和元年までの利用者数が横ばい【26頁表中「手話奉仕員養成研修事業」の項参照】であることから、今後も横ばい傾向が続くものと見込みます。
- ⑧ 障がい者芸術文化祭の開催は、令和5年度の参加者数が、過去最も利用者の多かった開催初年度（平成27年度）の197人となるよう取り組むこととし、その間均等に増加するものと見込みます。

第8章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

障害者総合支援法においては、障がい福祉実施計画に定める事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、障がい福祉実施計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル[※]）とされています。

※PDCAサイクル：継続的に業務改善を行う手法の一つ。Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Act（改善）のサイクルが繰り返し行われる。

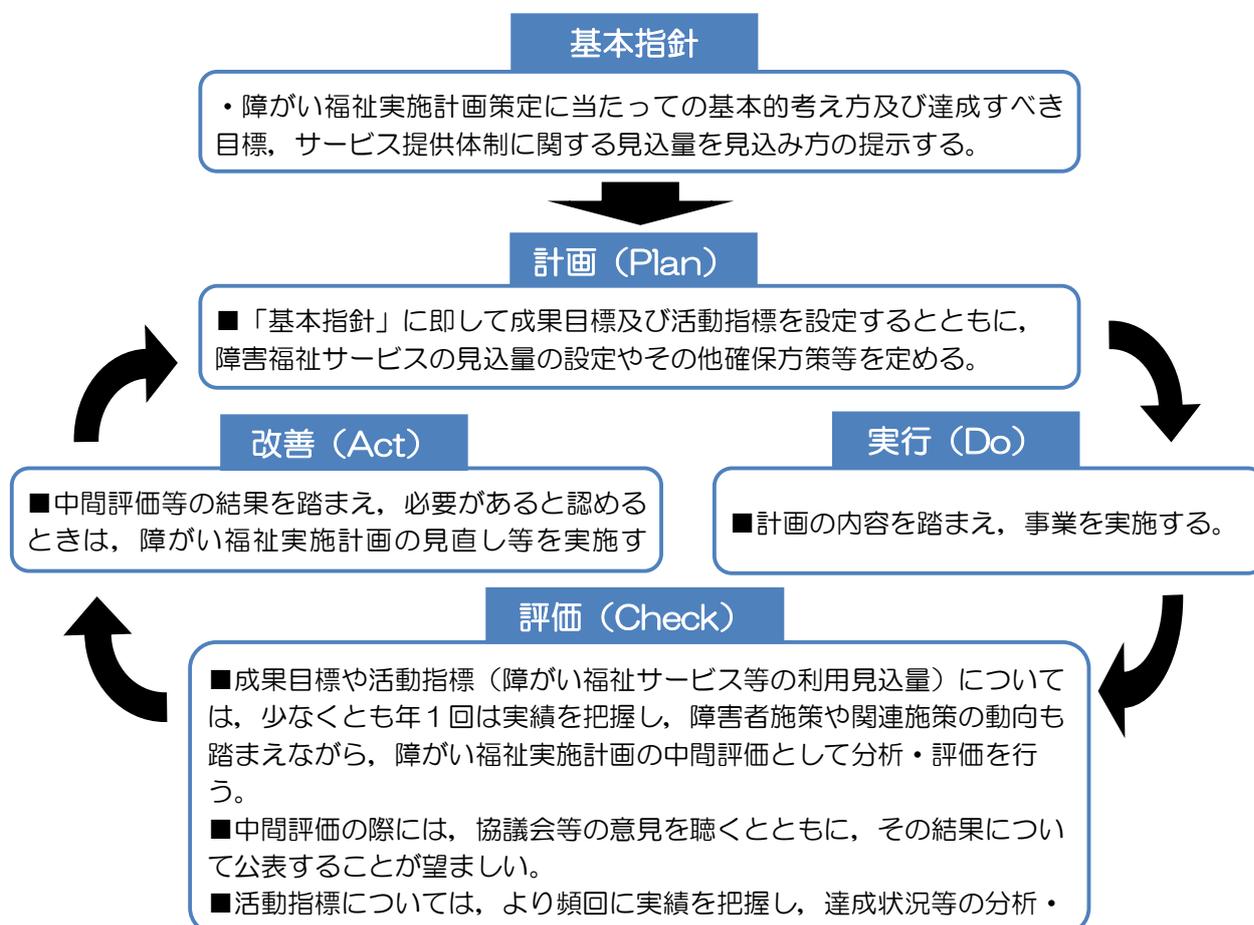
1 本計画におけるPDCAサイクル

本計画の成果目標（令和5年度目標）及び活動指標（令和5年度サービス見込量）については、毎年実績を把握し、各事業の進捗状況等に関して、盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会において点検・評価を受けるとともに、その結果について盛岡市ホームページ等で公表します。

2 点検・評価結果の反映

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会や盛岡市自立支援協議会における点検・評価において、必要があると認めるときは、計画の変更等行うものとする。

（障がい福祉実施計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



I 障害福祉サービス等用語集

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障がいのある人の家庭にヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や洗濯、掃除等の家事援助、通院等に伴う介助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で常時介護を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護等の総合的介護サービスを行います。

③同行援護

視覚障がいによって移動が著しく困難な人に対して、外出時にヘルパーが同行し、必要な情報提供や、移動の援護を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいによって行動する際に生じる危険を回避するため、家庭にヘルパーを派遣し、必要な援助や外出時における移動中の介護を行います。

⑤重度障害者等包括支援

障がい程度が重く意思の疎通が著しく困難な人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動や生産活動も行います。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

入所施設の退所者や病院の退院者、特別支援学校の卒業者等が自立した日常生活や社会生活ができるよう関係機関との連携を図り、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等の支援を行います。

③ 就労移行支援

一般就労を希望する人で、知識・能力の向上、企業等への雇用又は在宅での就労が見込まれる人を対象に、関係機関と連携して一定期間での生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等の支援を行います。

④ 就労継続支援

(ア) 就労継続支援（A型）

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、雇用契約を締結し、知識や能力の向上に必要な訓練等を行います。一般就労への移行に向けた支援を行います。

(イ) 就労継続支援（B型）

企業等での就労が困難な障がいのある人を対象に、知識、能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。雇用契約は、締結せず、生産作業を通して就労へ向けた支援を行います。

⑤ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

⑥ 療養介護

常時の介護を必要とする障害のある人に、入院中の医療機関等において機能訓練や療養に係る介護、日常生活の支援を行います。

⑦ 短期入所

介護者が疾病やレスパイトにより不在になる期間において、障がいのある人が障がい者支援施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

地域において共同生活を営むことが可能な障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしに移行する障がい者に対して、定期的な訪問等により、生活面での課題や体調の変化などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

④ 地域生活の支援拠点

障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」の生活の安心を見据えて、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、「緊急時の受け入れ・対応機能」「相談機能」「地域の体制づくりを行なう機能」「体験の機会・場の提供の機能」「専門的人材の確保・養成を行う機能」の5つの機能を備える仕組みです。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

障害福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に対し、必要なサービス利用等計画を作成し、定期的にサービス等利用状況の検証（モニタリング等）を行うなどの支援を行います。

② 地域移行支援

入所支援や精神科病院に入院している障がいのある人が、退所や退院による地域生活の実現のために、訪問相談や同行支援（障害福祉サービス事業所の体験利用，退院・退所後の行政手続等）を行うとともに、住居を確保するなど地域生活に移行するためのさまざまな相談支援を行います。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院や、家族との同居からひとり暮らしへの移行、同居している家族からの支援が期待できないなどの特に支援が必要となる障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談支援を行います。

(5) 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

主に未就学の障がいのある児童に対して、児童発達支援センターにおいて、日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練を行います。

② 放課後等デイサービス

障がいのある児童・生徒に対して、学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練，社会との交流の促進を行います。

③ 保育所等訪問支援

保育所，幼稚園，小学校等に通う障がいのある児童について，児童指導員等が当該施設を訪問し，障がい児に対して，集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

④ 医療型児童発達支援

上肢，下肢又は体幹の機能の障がいのある児童（肢体不自由児）に対して，医療型児童発達支援センター等において，児童発達支援及び治療を行います。

⑤ 障がい児相談支援

障がいのある児童又はその保護者に対し、障がいのある児童の心身の状況、その置かれている環境、障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障がい児通所支援の利用の種類及び内容等を定めて計画を作成し、障がい児通所支援の利用を支援します。

⑥ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいの状態にあり、外出が困難な障がい児に対して、居宅に訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練など、必要な支援を行います。

(6) 発達障がい者に対する支援

①ペアレントトレーニング等

この計画では、ペアレントトレーニングのほか、ペアレントプログラムその他の家族のスキル向上支援を総称して言います。

このうち、ペアレントトレーニングとは、発達障がい児・者の保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とします。

②ペアレントメンター

発達障がい児者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などへの相談・助言を行う者を言います。発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。

③ピアサポート

一般に、同じ課題や環境を体験する人が、その体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得難い安心感や自己肯定感を得られるよう支援することを言います。

2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう本市の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

① 相談支援事業

障がいのある人が日々発生するさまざまな問題について情報提供・助言・調整等の相談支援、虐待防止や権利擁護についての援助を行うなど、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにす

るためのものです。

② 成年後見制度利用支援事業

「知的障害者福祉法」や「精神保健及び精神障害者福祉法」に基づく審判の請求、障害福祉サービスの利用に当たって助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難である人に対し、審判の請求に関する費用や審判請求に基づき選任された成年後見人等の報酬について助成します。

③ コミュニケーション支援事業

円滑な意思疎通を図ることが困難な障がいのある人のために、聴覚機能、言語機能、音声機能等の障がいのある人を対象として、手話通訳者等の派遣を行います。

④ 日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し、次に掲げる日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

(ア) 介護訓練支援用具

特殊寝台や特殊マット等の身体介護を支援する用具、障がい児が訓練に用いる椅子等で、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの

(イ) 自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

(ウ) 在宅療護等支援用具

電気式たん吸引器や盲人用体温計等の在宅療護等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

(エ) 情報意思疎通支援用具

点字器や人工咽頭等の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

(オ) 排泄管理支援用具

ストマ用装具等の排泄管理を支援する衛生用品で、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの

(カ) 居宅生活動作補助用具

居宅生活動作等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を伴うもの

⑤ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

⑥ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度の障がいにより意思表示が困難な障がい者又は障害児であって入院する方に対し、支援員を派遣することにより、障がい者と医療従事者が円滑にコミュニケーションできるよう支援します。

⑦ 地域活動支援センター事業

障がいのある人の地域生活を支援するために、個々のニーズに応じた創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、地域における相談や交流事業の実施、センター間の連携事業等を通じて、地域に開かれた「地域活動支援センター事業」を展開します。

(ア) 地域活動支援センターⅠ型

主として精神に障がいのある人の地域生活を支援するため、「ソーシャルサポートセンターもりおか」に事業を委託し、日中活動の場の確保と相談支援の事業を実施します。

(イ) 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人や何らかの理由で障害福祉サービスを受けることができない障がいのある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、併せて機能訓練、社会適応訓練、入浴等の支援を行います。

(ウ) 地域活動支援センターⅢ型

障がいのある人の身近な地域における働く場、日中活動の場及び社会参加や交流の場を提供します。

(エ) 重層的支援体制整備事業

既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。令和4年度から実施を予定しております。

⑧ 訪問入浴サービス事業

地域における障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

⑨ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場の確保と、日中の一時的見守りなどを行います。

⑩ 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会の開催、点字広報発行、スポーツ振興、自動車改造助成、自動車運転免許取得助成、手話奉仕員養成研修、福祉電話設置等助成及び各種生活訓練などの事業を実施します。

Ⅱ 目標の達成状況関係資料

1 福祉施設入所者の地域生活への移行【8頁1の項関係】

項目	単位	(参考) H29年度	第5期 目標値	H30年度	R1年度	R2年度	実績 累計	達成率	備考
地域生活移行者数	人	10	23	12	10	—	22	95.7%	施設入所者数 H29年度末 250人 R元年度末 266人
入所者削減数	人	0	5	0	0	—	0	0.0%	

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【8頁2の項関係】

項目	単位	(参考) H29年度	第5期 目標値	H30年度	R1年度	R2年度	達成率	備考
盛岡圏域の保健・医療・福祉関係者による協議の場	箇所	0	1	0	1	1	100.0%	盛岡広域圏障害者自立支援協議会退院支援分科会の中に設置

3 障害者の地域生活の支援拠点等の整備数【9頁3の項関係】

項目	単位	(参考) H29年度	第5期 目標値	H30年度	R1年度	R2年度	達成率	備考
障害者の地域生活の支援拠点等の整備数	箇所	0	1	0	0	0	0.0%	令和3年度から稼働開始予定

4 通所サービスの利用から一般就労への移行【10頁4の項関係】

項目	単位	(参考) H29年度	第5期 目標値	H30年度	R1年度	R2年度	達成率	備考
年間一般就労移行者数	人	51	66	76	47	—	71.2%	一般企業への就労に限る。
年度末の就労移行支援事業利用者数	人	109	148	134	135	—	91.2%	
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	%	18.75%	50%	38.5%	23.1%	—	46.1%	H30年度13事業所中5事業所、R元年度13事業所中3事業所
就労定着支援による就労開始1年後の職場定着率	%	—	80%	—	85.2%	—	106.48%	H30年度支給者27人中定着者23人

5 障がい児支援の提供体制の整備等【11頁5の項関係】

項目	単位	(参考) H29年度	第5期 目標値	H30年度	R1年度	R2年度	達成率	備考
児童発達支援センター数	箇所	0	1	1	1	1	100.00%	昭和49年開設、平成24年センターに移行
保育所等訪問支援事業所数	箇所	8	4	8	9	—	225.00%	令和2年7月時点：11事業所
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所数	箇所	1	1	2	2	—	200.00%	
医療的ケアが必要な児童支援のため、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携し協議する場の設置	箇所	0	1	0	0	1	0.00%	令和2年度に「盛岡広域圏医療的ケア連絡協議会」を設置

【注1】 達成率については、令和元年度末時点での暫定値です。

【注2】 令和2年度の数値について、確定しているもののみ、確定値を記載しております。

Ⅲ 障害福祉サービス見込量算定資料

(1) 訪問系サービスの見込量【33頁(1)の項関係】

サービス名	見込量の考え方	見込量の算出
①居宅介護	平成29年度 →令和2年度増加数の 平均	実人数：令和2年度384人－平成29年度335人＝増加49人 → 49人/3年＝16.3 → 17人/年の増加 時間分：令和2年度7,668時間/384人＝20.0 → 各年度見込人数 ×20.0
②重度訪問介護	令和元年度 →2年度の増加数	実人数：令和2年度23人－令和元年度18人＝増加5人 時間数：令和2年度5,118時間/23人＝222.5 → 各年度見込人数×222.5
③同行援護	平成29年度 →令和2年度増加数の 平均	実人数：令和2年度42人－平成29年度23人＝増加19人 → 19人/3年＝6.3 → 7人/年の増加 時間分：令和2年度494時間/42人＝11.8 → 各年度見込人数 ×11.8
④行動援護	毎年度1人の増加	実人数：1人/年の増加 時間分：令和2年度24時間/2人＝12.0 → 各年度見込人数 ×12.0
⑤重度障害者 等包括支援	利用見込みなし	

(2) 日中活動系サービスの見込量【34頁(2)の項関係】

サービス名	見込量の考え方	見込量の算出
①生活介護	平成29年度 →令和2年度増加数の 平均	実人数：令和2年度615人－平成29年度569人＝増加46人 → 46人/3年＝15.3 → 16人/年の増加 人日分：令和2年度11,203人日/615人＝18.2 → 各年度見込人数 ×18.2
②自立訓練 (機能訓練)	令和2年度7月実績と 同数	実人数：3人/年 人日分：51人日/年
③自立訓練 (生活訓練)	令和2年度7月実績と 同数	実人数：19人/年 人日分：234人日/年
④就労移行支援	令和2年度7月実績に 令和元年度の就労アセ スメント実績を追加し た数の同数	実人数：133人/年（令和2年7月：95人＋令和元年度就労 アセスメント38人） 人日分：令和2年度1,645人日/95人＝17.3 → 各年度見込人数 ×17.3
⑤就労継続支 援A型	令和2年度7月実績と 同数	実人数：229人/年 人日分：4,463人日/年
⑥就労継続支 援B型	平成29年度 →令和2年度増加数の 平均	実人数：令和2年度895人－平成29年度756人＝増加139人 → 139人/3年＝46.3 → 47人/年の増加 人日分：令和2年度15,075人日/895人＝16.8 → 各年度見込人数 ×16.8
⑦就労定着支 援	令和5年度目標値（就 労移行支援事業等から 一般就労へ移行する人 の7割）	就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型の令 和5年度目標値の合計×0.7 → (47人＋9人＋5人) ×0.7＝42.7 →43人/年の増加
⑧療養介護	毎年度1人の増加	1人/年の増加
⑨短期入所	平成29年度 →令和2年度増加数の 平均	実人数：令和2年度169人－平成29年度129人＝増加40人 → 40人/3年＝13.3 → 14人/年の増加 人日分：令和2年度803人日/169人＝4.8 → 各年度見込人数 ×4.8

【参考資料編】Ⅲ 障害福祉サービス見込量算定資料

(3) 居住系サービスの見込量【36頁(3)の項関係】

サービス名	見込量の考え方	見込量の算出
①共同生活援助	平成29年度 →令和2年度増加数の平均	実人数：令和2年度391人－平成29年度366人＝増加25人 → 25人/3年＝8.3 → 9人/年の増加
②施設入所支援	令和5年度目標値 (261人)に向け、段階的に削減	令和5年度までの3年間で、4人を削減
③自立生活援助	令和2年度7月実績と同数	2人/年

(4) 相談支援サービスの見込量【37頁(4)の項関係】

サービス名	見込量の考え方	見込量の算出
①計画相談支援	令和5年度のサービス利用見込者数のうち9割	令和5年度サービス利用見込者：2,900人（令和2年7月実績2,307人をもとに、直近の増加率から算出） → 2,900人×0.9＝2,610人 → 令和5年度計画相談支援利用者を2,600人と見込み、段階的に増加 なお、県の計画においては、次のとおり1月あたりの給付人数に換算することとする。 【換算式】495人/月（令和2年上半期データ）÷2,307人（令和2年7月実人数）×各年度実人数見込数 【換算結果】令和3年度 514人 令和4年度 535人 令和5年度 557人
②地域移行支援	実施2事業者に1人ずつ	2人/年
③地域定着支援	実施2事業者に1人ずつ	2人/年

(5) 障がい児支援サービスの見込量【37頁(5)の項関係】

サービス名	見込量の考え方	見込量の算出
①児童発達支援	平成29年度 →令和2年度増加数の平均	実人数：令和2年度209人－平成29年度132人＝増加77人 → 77人/3年＝25.7 → 26人/年の増加 人日分：20日/月利用を想定し、各年度見込人数×20
②放課後等デイサービス	平成29年度 →令和2年度増加数の平均	実人数：令和2年度542人－平成29年度356人＝増加186人 → 186人/3年＝62.0 → 62人/年の増加 人日分：20日/月利用を想定し、各年度見込人数×20
③保育所等訪問支援	平成29年度 →令和2年度増加数の平均	実人数：令和2年度15人－平成29年度0人＝増加15人 → 15人/3年＝5.0 → 5人/年の増加 人日分：2日/月利用を想定し、各年度見込人数×2
④医療型児童発達支援	令和5年度の見込値を、盛岡圏域で唯一の提供事業所（岩手県立療育センター：矢巾町）の定員数20人の半数10人と設定し、段階的に増加	令和5年度までの3年間で、7人を増加

【参考資料編】Ⅲ 障害福祉サービス見込量算定資料

<p>⑤障がい児相談支援</p>	<p>令和5年度のサービス利用見込者数のうち5割</p>	<p>令和5年度サービス利用見込者：1,200人（令和2年7月実績841人をもとに、直近の増加率から算出） → 1,200人×0.5=600人 → 令和5年度障がい児相談支援利用者を600人と見込み、段階的に増加 なお、県の計画においては、次のとおり、1月あたりの給付人数に換算することとする。 【換算式】 56.3人/月（令和2年上半期データ）÷292人（令和2年7月実人数）×各年度実人数見込数 【換算結果】 令和3年度 77人 令和4年度 97人 令和5年度 116人</p>
<p>⑥居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>現在利用なしだが、令和元年実績が1人のため、同数を見込む</p>	<p>1人/年</p>

IV 盛岡市社会福祉審議会

盛岡市社会福祉審議会条例

平成 19 年 12 月 25 日条例第 60 号

改正

平成 25 年 8 月 28 日条例第 35 号

平成 29 年 3 月 27 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定により設置する盛岡市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 12 条第 1 項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議するものとする。

一部改正〔平成 29 年条例 2 号〕

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会が法第 9 条第 1 項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前 2 項の規定を適用する。

一部改正〔平成 25 年条例 35 号〕

第 6 条 審議会に、法第 11 条第 1 項に規定する民生委員審査専門分科会のほか、障害者福祉に関する事項（同項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌する事項を含む。）を調査審議するため障害者福祉専門分科会を、児童福祉に関する事項を調査審議するため児童福祉専門分科会を、高齢者福祉に関する事項を調査審議するため高齢者福祉専門分科会を、地域福祉に関する事項を調査審議するため地域福祉専門分科会を置く。

2 専門分科会は、民生委員審査専門分科会にあつては委員長が指名する委員を、それ以外の専門分科会にあつては委員長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員の互選とする。

4 専門分科会長は、専門分科会の会務を総理し、会議の議長となる。

5 第 4 条第 2 項及び前条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（部会）

第 7 条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に部会を設けることができる。

この場合において、部会の組織及び運営に関することは、第 4 条及び第 5 条の規定に準じて審議会で定める。

（審議会の議決の特例）

第 8 条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）又は社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 3 条第 1 項の審査部会その他部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 2 号）

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

盛岡市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会委員名簿

(令和3年3月現在。五十音順，敬称略)

No.	氏名	所属団体	備考
1	大橋 絹子	岩手県難病・疾病団体連絡協議会	
2	加藤 貞文	盛岡市医師会理事	
3	鹿野 亮一郎	日本精神科病院協会岩手県支部	
4	工藤 宏行	盛岡市自立支援協議会	
5	高畑 アサ子	公募委員	
6	千葉 健一	盛岡市精神保健福祉連絡会	
7	津志田 貞子	盛岡市身体障害者協議会	
8	長葭 常紀	盛岡市手をつなぐ育成会	
9	藤原 寿之	盛岡広域振興局保健福祉環境部	
10	古内 保之	盛岡市民生児童委員連絡協議会	
11	細田 重憲	社会福祉法人岩手更生会	
12	武蔵 文武	盛岡市ボランティア連絡協議会	

発行 盛岡市

編集 盛岡市保健福祉部障がい福祉課

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

☎ 019-613-8296 (直通)

E-mail shogai@city.morioka.iwate.jp

ホームページ <http://www.city.morioka.iwate.jp>